

副

下総総第187号
令和5年11月6日

審査庁
下田市長 松木 正一郎



弁明書

審査請求人から令和5年10月3日付けで提起のあった審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

第1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第2 審査請求に係る公文書開示請求書の内容

- 1 県の公文書から、下田市の白鳥参事が令和4年10月24日に県庁農地局を訪問した際に、下田市が箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地に防災道の駅を設置することを令和元年度から考えていたと発言しているが、この発言内容が虚偽でないと立証できる公文書（以下「請求公文書1」という。）
- 2 県の公文書から、下田市長及び白鳥参事が令和4年12月2日に県農地利用課を訪問した際に、住民の意見を伺う中で伊豆縦貫自動車道（仮称）下田北インターチェンジの開通に合わせて同インター付近に運動公園を設置する案が出てきている発言しているが、この案の存在が虚偽でないと立証できる公文書（以下「請求公文書2」という。）
- 3 同じく、令和4年12月2日に、道の駅等を整備するのであれば、国交省が道路事業の補助金の活用等に置いて応援してくれることになっていると発言しているが、この応援約束の存在が虚偽でないと立証できる公文書（以下「請求公文書3」という。）

第3 本件処分に至るまでの経緯

1 開示請求

審査請求人は、令和5年9月13日付けで下田市長（以下「実施機関」という。）に対し、下田市情報公開条例（平成28年下田市条例第7号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、請求公文書1、請求公文書2及び請求公文書3の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

2 請求却下決定処分

実施機関は、令和5年9月29日付けで、審査請求人に対し、条例第11条第2項の規定に基づき、本件開示請求について請求を却下する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。本件処分では、請求公文書1については、請求された情報が請求の対象とならない情報であること、また、請求公文書2及び請求公文書3については、請求された情報が存在しないことを理由に却下決定処分をした。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年10月3日付けで審査庁に対し、「令和5年9月29日付けの公文書開示請求却下通知書に関する処分の取り消し及び再度の適法な処分を求める。」との裁決を求め、審査請求をした。

請求の理由として、請求公文書1については、審査請求人の請求した公文書とは明らかに異なり、処分理由は不当であること、請求公文書2及び請求公文書3については、下田市行政手続条例（平成10年下田市条例第31号）第8条に規定する理由附記として不十分であるとの記述がされている。

第4 請求却下の決定理由とその正当性

1 請求公文書1について

(1) 請求却下とした理由

本件開示請求については、「下田市が箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地に防災道の駅を設置することを令和元年度から考えていた」との発言を証する公文書を求めたものである。

本件請求に対する公文書として実施機関は、「下田市都市計画マスタープラン（平成28年度）及び静岡県東部地域における道路啓開基本方針（令和元年改訂版）」を特定したが、これらは、不特定多数の者に公開することを目的に発行された文書であることから、条例第2条第2号ただし書の規定により、本条例に基づく開示請求の対象とならない情報であるとの判断により、本件処分を行ったものである。

なお、上記の計画については、令和5年9月29日付けの公文書開示請求却下通知書において、請求却下とした理由及び公開文書として入手できる公文書であることを補足説明していることを申し添える。

(2) 条例第2条第2号の解釈について

条例第2条第2号は、「公文書」について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売又は公開することを目的として発行されるものを除く。」と規定している。

(3) 条例第2条第2号ただし書の該当性について

本件開示請求に対する公文書として判断した「下田市都市計画マスタープラン（平成28年度）及び静岡県東部地域における道路啓開基本方針（令和元年改訂版）」は、下田市情報公開コーナー並びにインターネット上の下田市公式サイト及び国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所公式サイトで公開されており、条例第2条第2項ただし書の規定により公文書に該当しないことから、請求の対象とならない情報として請求を却下したものである。

(4) 審査請求人の請求した公文書でないと指摘に対する解釈について

審査請求人は、本件開示請求に対する決定に対し、「下田市都市計画マスタープラン（平成28年度）及び静岡県東部地域における道路啓開基本方針（令和元年改訂版）」を特定したことについて、公文書開示請求書に記載された「下田市が箕作地区の人・農地プラン策定特定の農振農用地に防災道の駅を設置する」ということを具体的に証する公

文書ではないことから、請求した公文書とは明らかに異なり、処分理由は不当であるとの主張をしている。

これについて、前記の2つの計画では、審査請求人の指摘のとおり「箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地に防災道の駅を設置する」という具体的な記載はされていない。これは、審査請求人が指摘している「防災道の駅」は、令和2年度からできた新しい概念であり、令和元年度時点において防災道の駅を具体化する事業計画は下田市では存在していないからである。

しかし、「下田市都市計画マスターplan（平成28年度）」の土地利用の方針における伊豆縦貫自動車道のインター周辺の整備方針において、インターチェンジ付近に防災拠点となる場所を災害の態様に応じて適切に対応できるように複数確保するとし、加えて、稲梓地域に予定されるインターチェンジ周辺においては、交通立地の優位性を活かし、災害時にも活用できる広場の確保を行うとしている。更に「静岡県東部地域における道路啓開基本方針（令和元年改訂版）」においては、伊豆縦貫自動車道の整備の進展にあわせ、西伊豆、東伊豆への主要な分岐点等の新たな防災拠点の整備の必要性が示され、伊豆半島南部では、稲梓地域の箕作付近が設置位置として記載されており、令和元年度時点における稲梓地域における地域づくりの方向性が記載されている。

令和元年度以降に下田市の基本的な方針に沿って伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺への防災拠点の整備を検討する中で、複数の整備手法の一つとして「防災道の駅」が検討されたものであり、令和4年10月24日の静岡県農地局を訪問した際の発言は、こうした当該地域において防災拠点を整備する方針を記載した計画及びその整備に向けた事業手法の一つとして相談を行ったものである。

このため、今回の審査請求者の求める公文書として、防災拠点の整備方針を記載した2つの計画について、下田市の方針を確認できる資料としたものである。

2 請求公文書2について

（1） 請求却下とした理由

本件開示請求は、静岡県農地利用課での、「住民の意見を伺う中で伊豆縦貫自動車道（仮称）下田北インターチェンジの開通に合わせて同インター付近に運動公園を設置する案が出てきている」という発言を証する公文書を求めたものである。

発言にある運動公園の整備については、平成30年度に実施した下田市建設発生土活用計画策定業務（以下「委託業務」という。）において、稲梓地域（須原候補地及び箕作候補地）における伊豆縦貫自動車道建設発生土の利活用方策を検討するワークショップの中で、稲梓地域の活性化に向けた事業手法の一つとして地域住民から提案されたものである。

この委託業務では、（仮称）下田北インターチェンジ周辺は事業検討の対象地に含まれていなかつたことから、委託業務の報告書に、同箇所についての具体的な記載はされていない。

しかし、その後、伊豆縦貫自動車道の整備の進捗に合わせて、同箇所を含む稲梓全体のあり方について検討することとなった中で、稲梓地域の活性化に資する施設として、委託業務において地域住民から提案の上がっていた運動公園を事業手法の一つとし、検討を行っているものである。

このため、運動公園については、現時点において稲梓地域内のいずれかの場所を特定した具体的な計画が策定されているものではなく、面談時の発言についても、稲梓地域の活性化に向けた事業手法の一つとして相談を行ったものである。

このため、審査請求人が求める（仮称）下田北インターチェンジにおける具体的な計画については、条例第11条第2項により、請求された情報が存在しないとの理由により、請求を却下する処分を行ったものである。

3 請求公文書3について

（1） 請求却下とした理由

本件開示請求は、同じく、静岡県農地利用課での「道の駅等を整備するのであれば、国交省が道路事業の補助金の活用等に置いて応援してくれることになっている」との発言を証する公文書を求めたものである。

そもそも、一般論として、国の補助制度の活用についての相談においては、当該事業についての詳細な事業計画によらなければ、その内容が補助制度に該当するかどうかの判断はなされないものと承知している。

今回の事業においては、現時点では道の駅等の制度の活用について検討を行っている段階であり、詳細な事業計画は策定されていない。こうした段階で可能なことは、国交省等ホームページの閲覧や関係機関への相談により、道の駅等の整備に当たって活用可能な補助制度について、調査、相談する事務に限られる。

今回、こうした調査、相談事務において、道の駅等を整備する際に活用できる補助制度が確認できしたことから、一般論として、補助金の活用により支援を受けることが可能と見込まれるものとして行った発言である。

このため、現時点において審査請求人が求める補助金活用等においての応援約束に係る公文書は存在しないことから、条例第11条第2項に基づき、請求された情報が存在しないとの理由により、請求を却下する処分を行ったものである。

第5 道の駅等に関する事業計画について

今回の審査請求において、審査請求人は、実施機関が（仮称）下田北インターチェンジ周辺における「道の駅等」の整備に向けた事業計画が決定されていることを前提とした主張を行っている。

しかし、現時点において、実施機関では（仮称）下田北インターチェンジ周辺を含む稲梓地域全体の活性化に向けて様々な事業手法を検討している段階であり、（仮称）下田北インターチェンジ周辺に対する具体的な事業計画は策定されていない。

以上のことから、本件公文書を条例第11条第2項の規定に基づき、請求却下とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。